

65歳以上のみなさんへ 今年度の介護保険料が決まります

65歳以上の介護保険料は、すでに4月から仮徴収していますが、今年度の年額保険料は、確定した住民税の課税状況等をもとに6月に決定します。

決定した保険料の通知書は、7月下旬頃に送付します。介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。保険料は介護保険制度を維持していく

ために必要です。みなさんの、保険料納付へのご理解と、ご協力をお願いいたします。

納め方は特別徴収と普通徴収に分かれます

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金から天引きされます。

すでに4月・6月・8月（※）は、仮徴収していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月・12月・2月の3回に分けて年金から天引きします。

なお、年度途中で65歳になられた人や佐賀中部広域外から転入された人は、約6か月後から年金天引き開始となります。

※8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金を受給されていない人、老齢福祉年金などを受給されている人などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

すでに4月から7月（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。

納付には、納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。なお、すでに口座振替をご利用の人は、引き続き口座からの引き落としとなります。

7月下旬から介護保険料の
減免申請の受付を始めます

7月下旬頃に送付する保険料の納入通知書に、リーフレットを同封しますので、減免要件を確認してください。

◆対象となる人

（次のすべてに該当する人）

- ◎平成30年度の介護保険料段階が、第2段階または第3段階の人
- ◎平成29年中のすべての収入が88万円以下の人（世帯員がひとり増えることに41万円加算）
- ◎住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）
- ◎世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人（国債・生命保険の返戻金等も含む）
- ◎居住用以外の不動産を活用しても生活が困窮する人

◆申請に必要な書類

◎7月下旬頃に送付した通知書

- ◎平成29年中の収入がわかる書類（年金・給与の源泉徴収票等）
- ◎健康保険証、預金通帳、生命保険証書、国債証書等、印鑑

◆減免額

審査後、結果を通知します。減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を、第1段階と同額の保険料に減額します。ただし、8月末までに申請された場合に限り、4月にさかのぼって保険料を減額します。